

## 「小布施町で子育てしたい」を応援します!

## 子育で世帯の住宅整備の費用を助成します

子育て世帯が三世代住宅を新築、リフォーム、増築するときに助成金が受けられます。工事着手前の申請をお願いします。

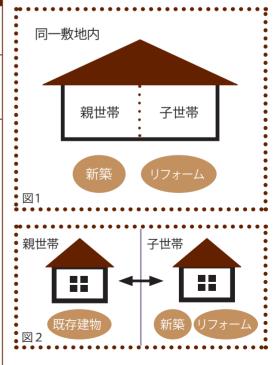
## 対象世帯(次の要件を全て満たす世帯)

● 18歳以下のお子さんがいる世帯。出産予定者を含む

● 三世代で住む住宅を新築または増築、もしくはリフォームする世帯。

助成率	助成限度額	加算
2分の1	30 万円	町内業者が施工する場合は20万円を加算

対象項目	内容	
対象の住宅	●三世代が同一敷地内(隣接する敷地を含む。)に専ら居住の用 に供するために、玄関、台所、浴室、便所等を有した住宅	
対象工事	<ul><li>● 令和6年4月1日以降に着工した住宅の工事</li><li>● 町の「住まいづくり相談」を受け、指導事項を反映した住宅の工事</li></ul>	
要件	●実績報告時に、申請者世帯と親世帯の住民登録が同一住所にある、または隣接地にあること(図1) ●親世帯の住宅がある土地に子世帯の住居を新築する住宅 ●完全に別棟で子世帯の住宅を新築した場合も対象となります。ただし、建築基準法で定められた要件を満たす必要があります(敷地の分割、分筆に関することなど)(図2) ●親世帯と同じ敷地内にある「離れ」をリフォームして子世帯の住宅とする工事も対象となります ●隣接していない土地(飛び地で地続きの形態でない)に新築したものは対象になりません ●景観に配慮した住宅であること(住まいづくり相談を受けること)	



問い合わせ 小布施町役場 企画財政課 企画交流係 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話: 026-214-9102 mail: kouryuu@town. obuse. nagano. jp

## 申請の流れ 住まいづくり相談 助成金申請 実績報告 申請者 住宅検討 請求手続き 相談 相談 申請 報告 請求 確定通知 情報提供 情報提供 決定通知 支払い 役場 助成金相談受付 要件審査 申請書類の審査 完了の確認 請求書の確認 手続きに必要なもの ■助成金の申請 1 子育て応援三世代住宅整備助成金交付申請書(様式第1号) 2 現住所地の住民票(世帯全員分) ※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要 共 通 3 現住所地の納税証明書(世帯全員分) ※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要 4 助成金に係る閲覧承諾書(様式第10号) 5 母子健康手帳の写し ※出産前の場合 1 新築住宅の工事見積書の写し 三世代住宅新築 2 新築住宅の位置図、平面図、仕様書の写し 3 新築住宅の工事前の写真 1 増築住宅の工事見積書の写し 増 築 2 増築住宅の位置図、増築部分が分かる平面図、仕様書の写し 3 増築前の住宅写真(住宅全体及び、増築工事箇所) 1 リフォームの工事見積書の写し 2 リフォーム住宅の位置図、平面図、仕様書の写し リフォーム 3 リフォーム工事前の写真(住宅全体及びリフォーム個所) ■工事完了等の報告 1 子育で応援三世代住宅整備助成金実績報告書(様式第5号) 2 現住所地の住民票(親世帯全員分、子世帯全員分) ※閲覧の同意がある場合は添付不要 共 通 3 現住所地の納税証明書(親世帯全員分、子世帯全員分) ※閲覧の同意がある場合は添付不要 4 領収書又は銀行振込控えの写し 5 助成金に係る閲覧承諾書(様式第10号) 1 新築住宅の工事請負契約書の写し 2 新築住宅の工事中の写真及び完了後の写真(住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できる 三世代住宅新築 もの) 3 新築住宅の登記事項証明書(写し可) 1 増築住宅の工事請負契約書の写し 2 増築住宅の工事中の写真及び完了後の写真(住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できる 増 築 もの) 3 増築住宅の登記事項証明書(写し可) 1 リフォームの工事請負契約書の写し リフォーム 2 リフォームの工事中の写真及び完了後の写真(工事個所)

この助成金対象は令和7年3月31日までに申請書を提出し、着工した住宅です。